

医療に関係あるその他の保険

○年金

国民年金、厚生年金などがあり、高齢や病気やケガで働けなくなったとき、年金が支給されます。

国民年金については、7-9 国民年金の項目を、厚生年金については、8-7 社会保険、労働保険の項目をご覧ください。

問い合わせ先

国民年金について

西宮市役所医療年金課 0798-35-3124

厚生年金について

勤め先の住所を管轄する日本年金機構年金事務所
(日本年金機構西宮年金事務所 0798-33-2944)

○労災保険

仕事が原因でケガ・病気になったり、死亡したときなど、医療費や生活の保障が受けられる保険です。

雇用主は、この保険への加入が義務づけられ、また、保険料も払うことになっています。

労災保険の申請は、会社または本人が行います。

治療費は直接、病院に、休業補償費などは、手続き後 1~2 ヶ月後に、本人に支払われます。

労災保険については、8-7 社会保険、労働保険の項目をご覧ください。

問い合わせ先

勤め先の住所を管轄する労働基準監督署へ

西宮労働基準監督署

0798-26-3733

兵庫労働局監督課外国人労働者相談コーナー (対応言語 中国語)

078-367-9151